

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年1月5日

【発行者名】 ジャパン・ホテル・リート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 増田 要

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート

【事務連絡者氏名】 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社
取締役管理本部長 板橋 昇

【電話番号】 03-6422-0530

【届出の対象とした募集 (売出) 内国投資証券に係る投資法人の名称】 ジャパン・ホテル・リート投資法人

【届出の対象とした募集 (売出) 内国投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 13,834,000,000円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 714,000,000円

(注1) 発行価額の総額は、平成27年12月11日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。但し、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

(注2) 売出価額の総額は、平成27年12月11日(金)現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

安定操作に関する事項

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年1月4日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、本投資法人の指定する販売先であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社の状況等に関する事項を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

(16) その他

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(16)【その他】

<訂正前>

(前略)

(ハ) 販売先の指定

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本資産運用会社に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、2,500口を販売する予定です。

<訂正後>

(前略)

(ハ) 販売先の指定

引受人は、本投資法人が指定する販売先として、本資産運用会社（以下「指定先」ということがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうち、2,500口を販売する予定です。

指定先の状況等については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 販売先の指定について」をご参照下さい。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

(前略)

2 売却・追加発行等の制限

- ① 本資産運用会社に対し、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本資産運用会社が一般募集により取得することを予定している本投資口2,500口について売却を行わない旨を約するよう要請する予定です。

なお、平成28年1月4日（月）現在における本資産運用会社の保有口数はありません。

共同主幹事会社は、その裁量で上記の制限の一部又は全部を解除する権限を有する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2 売却・追加発行等の制限

- ① 本資産運用会社は、一般募集に関し、共同主幹事会社との間で、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日以降180日を経過する日までの期間、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本資産運用会社が一般募集により取得することを予定している本投資口2,500口について売却を行わない旨を合意します。

なお、平成28年1月5日（火）現在における本資産運用会社の保有口数はありません。

共同主幹事会社は、その裁量で上記の制限の一部又は全部を解除する権限を有しています。

(中略)

3 販売先の指定について

① 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社	
	本店の所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 古川 尚志	
	資本金（平成28年1月5日現在）	300,000,000円	
b. 本投資法人と指定先との関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数（平成28年1月5日現在）	二
		指定先が保有している本投資口の数（平成28年1月5日現在）	二
	人事関係	本投資法人と指定先との間には、人事関係はありません。	
	資金関係	本投資法人と指定先との間には、資金関係はありません。	
	技術又は取引等の関係	指定先は、本投資法人との間で、資産運用委託契約を締結し、指定先に対し本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。	
c. 指定先の選定理由	本投資法人の資産運用会社である指定先が本投資法人に対して一定割合の出資を行うことにより、今後の本投資法人の成長に対する、本資産運用会社によるコミットメントを明確に表すことができると考え、本資産運用会社を指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本投資口の数	2,500口		
e. 投資口の保有方針	本投資法人は、指定先が、取得予定の投資口を中長期保有する意向であることを確認しています。		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、金融機関発行の残高証明書を確認することにより指定先が上記2,500口の払込みに要する資金を有していると判断しています。		
g. 指定先の実態	本投資法人は指定先より、反社会的勢力等とは一切関係がない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。		

② 投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に関して、一定期間本投資口の売却を行わない旨を合意しています。その内容については、前記「2 売却・追加発行等の制限 ①」をご参照下さい。

③ 発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

④ 本募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有投資口数(口)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	本募集後の所有投資口数(口)	本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	508,144口	16.16%	508,144口	15.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	414,470口	13.18%	414,470口	12.47%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	307,299口	9.77%	307,299口	9.24%
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	128,453口	4.08%	128,453口	3.86%
ノムラバンクルクセンブルグエスエー (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	東京都千代田区丸の内1丁目3番2号	110,083口	3.50%	110,083口	3.31%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	東京都中央区月島4丁目16-13	65,801口	2.09%	65,801口	1.98%
四国旅客鉄道株式会社	香川県高松市浜ノ町8-33	58,311口	1.85%	58,311口	1.75%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	東京都中央区日本橋1丁目9-1	55,477口	1.76%	55,477口	1.66%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	東京都中央区日本橋3丁目11-1	47,266口	1.50%	47,266口	1.42%
ノムラビービーノミニーズ テイカーワンリミテッド (常任代理人 野村證券株式会社)	東京都中央区日本橋1丁目9-1	38,269口	1.21%	38,269口	1.15%
合計		1,733,573口	55.13%	1,733,573口	52.17%

(注1) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成27年8月末日現在のものです。

(注2) 本募集後の所有投資口数及び本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年8月末日現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分を加味し、SMB C日興証券株式会社による第三者割当に対する申込みが全て行われた場合の数値を記載しています。

(注3) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び本募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を切り捨てて記載しています。

⑤ 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

⑥ その他参考になる事項

該当事項はありません。